

倒産・解雇などによる離職や
雇い止めなどによる離職を
された方へ

国民健康保険税が軽減されます

- ▶ **対象** 次に該当し、離職の翌日から翌年度末までの間、求職者給付(基本手当など)を受ける方
 (1) 雇用保険の特定受給資格者(例: 倒産・解雇などによる離職)
 (2) 雇用保険の特定理由離職者(例: 雇い止めなどによる離職)
 ※雇用保険受給資格者証の離職理由が11,12,21,22,31,32,23,33,34に該当する方
 ※高齢受給資格者および特例受給資格者の方は対象となりません。
- ▶ **軽減額** 国民健康保険税は、前年の所得などにより算定され、軽減は前年の給与所得を100分の30とみなして行います。※具体的な軽減額などは、問い合わせください。
- ▶ **軽減期間** 離職の翌日から翌年度末まで
 ※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。
 ※届け出が遅れてもさかのぼって軽減を受けることができます。
 ※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。
 ※この制度の適用を受けていた方が、会社などの保険に加入し国民健康保険を脱退した後、離職などにより再び国民健康保険に加入した場合は、離職時に新たな雇用保険の受給資格が生じていなければ、前回離職時の保険税軽減対象期間が適用されます。その際は、申請が必要となりますので、前回申請時の雇用保険受給資格者証を持参してください。
 ※平成21年3月31日から平成22年3月30日までの間に離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。
- ▶ **必要書類** 雇用保険受給資格者証
- ▶ **申請場所・問い合わせ** 保険年金課国保担当(内線271・272・273)



あなたのための わたしのための 地域のための

行田市いきいき・元気サポーターを募集しています

- ▶ **応募資格** ボランティア活動に理解および意欲のある20歳以上の方(シニアの方歓迎)
- ▶ **活動内容** 見守り、片付け、電球交換、買い物支援など
- ▶ **応募方法** 所定の登録申請書に必要事項を記入し、高齢者福祉課または行田市社会福祉協議会へ提出してください。
- ▶ **謝礼** 1時間500円(行田商店共通商品券にて支払い)
- ▶ **その他** 登録された方には、知識や能力向上を図るための研修(ボランティアの心得や救急指導など)を用意しています。※11月~12月に実施予定
- ▶ **問い合わせ** 同課高齢福祉担当(内線223・278)



新しい国民健康保険被保険者証をご使用ください

9月30日で有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証の更新に伴い、新しい保険証を簡易書留郵便でお送りしました。10月1日以降に医療機関で診療を受ける時は、必ず新しい保険証(青)を提示してください。

新しい保険証の有効期限は平成23年9月30日です。旧被保険者証は、各自で処分してください。

ただし、下表に該当する方は、保険証の更新時期が異なります。このため、世帯の中で保険証の更新時期が異なる場合がありますのでご注意ください。

該当者	有効期限
退職者医療制度に加入の方で、有効期限前に65歳になる方(退職被扶養者も同じ)	65歳の誕生日の属する月の末日

※有効期限後は一般被保険者になるため新たに保険証を郵送します。

該当者	有効期限
有効期限前に75歳の誕生日を迎える方	75歳の誕生日の前日

※75歳の誕生日前に「後期高齢者医療」の保険証が郵送されます。

なお、国民健康保険税を滞納している世帯は、通常よりも有効期間の短い保険証になります。

※被保険者証の取り扱いなどについては、被保険者証裏面の注意事項を参照のうえ、使用してください。

●加入・喪失手続きはお早めに

国保に加入するときや、職場の健康保険に加入したときなどは、届け出が必要です。届け出は本人と同じ世帯の方が行うこともできます。加入は届け出の日からではなく、資格を得た月までさかのぼって加入となります。届け出が遅れると国民健康保険税も加入月までさかのぼって課税となりますので1回の支払い額が高額になることがあります。

また、喪失の届け出が遅れ、国保の資格を喪失したあと、国保の保険証を提示し診療を受けた場合、国保が負担した診療費を行田市国保に返金していただくことになります。

- ▶ **問い合わせ** 保険年金課国保担当(内線271・272・273)